

令和7年度 練馬区立大泉第三小学校 いじめ対応基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、重大な人権侵害であり決して許されない。また、いじめは、いつでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者、加害者になり得るという危険性があるという認識に立ち、日常的にいじめの未然防止に取り組む。

そこで、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、「大泉第三小学校・学校いじめ防止基本方針」を策定し、その取組を通して、いじめがない、すべての児童が安心して楽しく生活できる学校づくりを推進していく。

1 本校におけるいじめ防止の基本姿勢

- ・学校、学級内での児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合う温かな人間関係を築く。
- ・いじめ撲滅の取組を通して、学校、学級内に「いじめを決して許さない」雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ・児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さをはぐくむ道徳教育や学級指導を充実する。
- ・児童一人一人の変化に気付く感覚を磨き、児童・保護者の話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめを未然に防止するための取組

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

①道徳教育の充実

- ・児童の発達段階に応じて、全教育活動を通して「人権尊重」「生命尊重」「思いやり」の精神を育み、「いじめを決してしない・決してさせない・決して許さない」という土壤を築く。

②情報モラル教育の充実

- ・児童の発達段階に応じて、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等を養うため、情報モラル教育の充実を図る。

③児童が安心して過ごせる環境作りの推進

- ・授業や行事、学級での係活動や委員会活動、クラブ活動の中で、児童が主体的に活動し、自己有用感や自己肯定感がもてるように活動内容を工夫していく。

(2) 教職員の指導力の向上

①教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、専門家等を活用した研修を行い、児童に対する指導の充実を図る。

②教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを一人一人が自覚し、人権感覚を高めるため研修や体罰に関する研修を繰り返し行う。

③インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

(3) 校種間および関係機関との一層の連携

①小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。

- ②異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報の提供や意見の交換を行う。
- ③必要に応じていじめについて、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

3 いじめを早期発見するための取組

(1) 定期的な実態把握

- ・6月、11月、2月の「ふれあい月間」において、校内で練馬区共通の「いじめアンケート」、「ふれあい月間」以外の月は学校独自のアンケートを行い、実態を定期的に調査する。
- ・教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

(2) 教育相談体制の整備

- ・教員をはじめ、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員、学校応援団、保護者など、身近な大人への相談ができるようにその環境を整え、気軽に相談できる体制を整える。
- ・校内支援委員会や生活指導夕会で児童の様子を掌握し、必要に応じて対応する。

(3) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- ・情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。

4 いじめを発見した場合の対応

(1) 対応の手順

- ①複数の教員による事実確認（該当児童、周囲の児童への聞き取り、時系列に沿った記録等）
- ②保護者への連絡・周知
- ③いじめを受けた児童の立場に立った、児童とその保護者への支援
- ④いじめを行った児童に対する児童またはその保護者への助言

(2) 校内の体制

- ・校内支援委員会（いじめ対策委員会）で対応を協議し、学校全体で情報を共有し、児童の様子を注意して見守っていく。
- ・スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等が児童、保護者の相談にのるなどして支援する。

(3) 関係機関との連携

- ・教育委員会に報告し、指導・助言の下対応する。
- ・必要に応じて、警察、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携を図り、対応する。

(4) 重大事態への対処

- ①重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- ②いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- ③学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①学校SNSルールをもとに、児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- ②家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。

- ③パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- ④「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって警察等の専門機関と連携して対応する。

5 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 学校の生活場面での対応の仕方

- ①登下校
 - ・保護者と相談し、一人にならないように配慮する。
 - ②登校したら
 - ・登校を確認したら、必要に応じて保護者に連絡を入れる。
 - ・担任、または学校職員が靴箱まで行き、児童の様子を見守る。
 - ③授業中
 - ・担任と学校生活支援員等の教職員が教室に入って、児童の様子を見守る。
 - ④休み時間、教室移動、清掃中
 - ・担任または学校職員が児童の様子を見守る。
 - ・教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
 - ・教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では、教員、学校生活支援員等の教職員が児童の様子を見守る。
- (2) 家庭との連携
- ・定期的に学校での様子を家庭に報告する。

6 学校における取組の点検

- (1) 必要に応じて、本校のいじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直し・改善を行う。
- (2) 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、年間を通じて組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- (3) 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- (4) 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。
- (5) スクールカウンセラーによる小学校第5学年の全員面接を実施し、スクールカウンセラーとの関わりの場を設定する。また、心のふれあい相談員等による小学校第3学年の全員面接を実施し、高学年になる前の児童に対して、困ったときに相談しやすい雰囲気を醸成する。

7 付則

付則（平成26年4月28日付 練大三小発）
この「学校いじめ防止基本方針」は平成31年3月に一部改訂。
令和5年3月に一部改訂。

令和7年度 いじめ未然防止取組の年間計画

	主な取組	具体的な活動内容
4月	○児童観察・理解 ○いじめについての講和 ○学級作り ○保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ事項の確認 ・全校朝会での講話、学級指導 ・学年経営・学級（専科）経営・指導方針の決定 ・学校・学級の指導方針の説明 ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）
5月	○生活指導全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児童についての共通理解 ・児童会による全校挨拶運動の実施 ・指導の連携・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）
6月	○ふれあい月間 ○いじめ問題に関わる授業 ○挨拶運動週間 ○児童面談 ○保護者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会での講話、学級での指導 ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査実施（区共通） ・「生命の尊重、思いやり・親切、友情、信頼、助け合い、個性伸長」等をテーマにした道徳授業の実施・学級指導の実施 ・スクールカウンセラーの5年全児童面談による実態把握 ・心のふれあい相談員による3年全児童面談による実態把握 ・保護者からの児童の実態把握
7月	○1学期の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）
8月	○研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、人権問題に関する研修
9月	○生活点検 ○保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの児童の様子を把握・生活リズムの改善 ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）
10月	○中間評価（生活指導） ○保護者面談	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児童の変容と指導改善の話し合い ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）
11月	○ふれあい月間	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会での講話、学級で指導 ・道徳「生命尊重、思いやり・親切、助け合い」等をテーマにした授業実施 ・いじめ一掃プロジェクトの取り組み ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査実施（区共通） ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携
12月	○2学期の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）
1月	○生活点検 ○道徳授業地区公開講座	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの児童の様子を把握・生活リズムの改善 ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自） ・道徳「生命尊重、思いやり・親切、助け合い」等をテーマにした授業実施・講演会
2月	○ふれあい月間 ○生活指導協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会での講話、学級で指導 ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査実施（区共通） ・要配慮児童の変容報告と指導方針の確認
3月	○1年間の振り返り ○学年末評価（生活指導）	<ul style="list-style-type: none"> ・一年間の反省と取り組みの改善 ・引き継ぎ事項の徹底 ・いじめ問題に関わる児童へのアンケート調査（学校独自）

〈いじめに対する対応の流れ〉

いじめ対策委員会

校長・副校長・生活指導主任・いじめ対策推進教員・養護教諭・当該学年・
こころのふれあい相談員・(スクールカウンセラー)

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 指導・支援体制の決定

5 指導・支援

6 繼続指導・経過観察

日常の観察・アンケート・教育相談・保護者や児童の訴え等の情報

情報を得た教職員

担任等

生活指導主任・いじめ対策推進教員

いじめ対策委員会

副校長

校長

いじめ対策委員会招集・指揮

報告・共通理解

調査方針・役割分担決定

調査班編成
(事案状況によりメンバー決定)

報告・事実関係の把握

指導方針決定・支援体制の編成

対応班編成
(事案状況によりメンバー決定)

解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

保護者

練馬区教育委員会

報告
指示・支援

臨時職員会議

報告
共通理解

必要に応じて開催

臨時保護者会

特別な対応が必要な事例

学校サポートチーム

関係機関

- ・教育相談室
- ・警察
- ・児童相談所 等

※ 上記の流れは、基本的な対応を示しており、いじめの事実状況等に応じて柔軟に対応する。